

議案第18号

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年9月8日

提出者 墨田区長 山 本 亨

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例
の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（昭和41
年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号を次のように改める。

(4) 障害補償

ア 障害補償年金

イ 障害補償一時金

第4条第6号を次のように改める。

(6) 遺族補償

ア 遺族補償年金

イ 遺族補償一時金

第5条第2項中「8,900円」を「1万円」に改め、同項ただし書中「1万4,200円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「433円」に改め、「第2号」の次に「から第5号までのいずれか」を加え、「333円」を「217円」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第3項中「手当て」を「手当」に改める。

第11条第1項中「届け出」を「届出」に改め、同条第2項中「向って」を「向かって」に改める。

第13条第1項第2号及び第3号中「届け出」を「届出」に改める。

第15条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第18条中「31万5,000円」を「33万円」に改める。

第19条中「ある」を「できる」に改める。

第22条第3項中「第1項及び前項」を「前2項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第3項の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係るこの条例による改正前の災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、旧条例第5条第3項第1号に該当する扶養親族に係る補償基礎額の加算については、新条例第5条第3項の規定にかかわらず、適用日から施行日の前日までの間、なお従前の例による。
- 4 新条例第18条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

5 適用日から施行日の前日までの間において、旧条例第5条第2項及び第3項の規定に基づく損害補償（傷病補償年金等を除き、適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）及び傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例第18条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

（提案理由）

本条例が準拠している非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正を踏まえ、補償基礎額等の引上げを行うとともに、扶養親族加算の対象から配偶者を除くほか、所要の規定整備をする必要がある。